

## 第 61 号議案

### 滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程（昭和 29 年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正

第 1 条の 2 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 10 条の見出し中「報告書」を「特別休暇承認報告書」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条とする。

第 16 条中「法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員および」を削り、「掲げる職員」の右に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第 19 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事務の引継）」を付する。

第 19 条の 2 に見出しとして「（事故等の報告）」を付し、同条第 1 項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故（公務外の軽微な自損事故を除く。）が発生したとき。
- (3) 交通違反（運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。）により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第19条の2第2項中「前項の報告書」を「事故等報告書」に、「次の事項」を「当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 前項の規定による報告があつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第19条の3に見出しとして「(死亡届の提出)」を付す。

#### 付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、改正後の滋賀県教育委員会事務局職員服務規程(以下「新規程」という。)第1条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

## 「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程」の一部改正について

### 1 改正の理由

- ・ 職員の公務中の交通事故については、滋賀県教育委員会事務局職員服務規程（以下「服務規程」という。）に基づき所属長が教育長に報告することとされており、公務外の交通事故については、依命通達（夏季・冬季）により、公務中の事案に準じて報告するよう求めてきたところ。
- ・ また、交通事故以外のその他の事案については、直接の規定はないものの、服務規程上の災禍を発生させた場合として、所属長から教育長への報告が求められている。
- ・ 今般、服務規程上報告の対象となる事案について、明確に示す必要があるとされたこと等から所要の改正を行うもの。
- ・ 併せて令和5年4月1日からの定年引上げに伴う所要の改正を行う。

### 2 改正内容

主な改正内容は以下のとおり（詳細は別添新旧対照表を参照）

#### （1）事故等報告の改正（第19条の2）

事故等の報告が必要となる事案の明文化等

#### （2）定年引上げに伴う改正（第1条の2、第16条）

定年前再任用短時間勤務職員の設置等に伴う所要の改正

### 3 施行日

令和5年4月1日

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (勤務時間)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 前項の規定により難い場合における地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員ならびに滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員の勤務時間条例」という。)第2条第2項または滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等および職員の勤務時間条例第2条第3項または学校職員の勤務時間条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間および休憩時間は、その者の勤務時間等を考慮し別に定める。</p> <p>3 省略</p> <p>第1条の3～第9条 省略 (報告書の提出)</p> <p>第10条 <u>所属長は、毎年1月15日までに、その前年における職員の休暇、欠勤等の状況を教育総務課長に報告しなければならない。</u></p>	<p>第1条 省略 (勤務時間)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 前項の規定により難い場合における地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員ならびに滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員の勤務時間条例」という。)第2条第2項または滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等および職員の勤務時間条例第2条第3項または学校職員の勤務時間条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間および休憩時間は、その者の勤務時間等を考慮し別に定める。</p> <p>3 省略</p> <p>第1条の3～第9条 省略 (特別休暇承認報告書の提出)</p> <p>第10条 (削除)</p>

2 所属長は、第7条第1項に規定する特別休暇（同条第2項に規定する有給休暇および無給休暇を含む。以下この項において同じ。）で、その期間が1月（年次有給休暇を受け、引き続き当該特別休暇を受ける場合にあっては、当該年次有給休暇の期間を含む。）を超えるものに係る承認をしたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに特別休暇承認報告書（別記様式第6号）を教育総務課長に提出しなければならない。

第11条～第15条 省略

（兼業許可申請）

第16条 職員（非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）は、営利企業に従事等をしようとする場合には、営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年10月滋賀県人事委員会規則第8号）に基づいて兼業許可申請書（別記様式第8号）を教育長に提出し許可を受けなければならない。

第17条・第18条 省略

（事務の引継）

第19条 省略

第19条の2 職員が公務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または突発的な事故を起し災禍を発生させた場合は、所属長は速やかに事故報告書を教育長に提出しなければならない。

所属長は、第7条第1項に規定する特別休暇（同条第2項に規定する有給休暇および無給休暇を含む。以下この項において同じ。）で、その期間が1月（年次有給休暇を受け、引き続き当該特別休暇を受ける場合にあっては、当該年次有給休暇の期間を含む。）を超えるものに係る承認をしたときは、速やかに特別休暇承認報告書（別記様式第6号）を教育総務課長に提出しなければならない。

第11条～第15条 省略

（兼業許可申請）

第16条 職員（非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員および定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）は、営利企業に従事等をしようとする場合には、営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年10月滋賀県人事委員会規則第8号）に基づいて兼業許可申請書（別記様式第8号）を教育長に提出し許可を受けなければならない。

第17条・第18条 省略

（事務の引継）

第19条 省略

（事故等の報告）

第19条の2 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所属長に報告しなければならない。

（1）その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。

（2）当該職員に係る交通事故（公務外の軽微な自損事故を除く。）が

(新設)

2 前項の報告書には、次の事項を記載し、必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書または関係者の現認書等を添付しなければならない。

(1) 事故発生の日時および場所（見取図を添付すること。）

(2) 事故のあつた者または物件

(3) 事故発生前の状況、事故の状況および事故に対してとつた措置

発生したとき。

(3) 交通違反（運転免許の取消しまたは停止を受けるに至るものに限る。）により検挙されたとき。

(4) 逮捕され、または起訴されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。

(1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。

(2) 職員が法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。

(3) 職員が法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(4) 前項の規定による報告があつたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

3 事故等報告書には、当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要を記載し、必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書または関係者の現認書等を添付しなければならない。

(4) 事故発生の原因

第19条の3 所属長は、職員が死亡したときは、すみやかに死亡届（別記様式第9号）を教育長に提出しなければならない。

第20条以下 省略

(死亡届の提出)

第19条の3 所属長は、職員が死亡したときは、すみやかに死亡届（別記様式第9号）を教育長に提出しなければならない。

第20条以下 省略